

変更の届出 記入要領

1 以下の項目に変更があった場合は、速やかに届出を行うこと。

なお、医療機関の移転や運営母体の合併等により医療機関コードが変更される場合（※1）、又は主として担当する医師、歯科医師又は薬剤師が変更される場合（※2）については、届出等の方法が異なるので、留意すること。

- (1) 医療機関の名称、所在地
- (2) 開設者の名称（氏名）、住所（所在地）
- (3) 標ぼうしている診療科名のうち担当している医療の種類に関係のあるものの変更
- (4) 自立支援医療（育成医療又は更生医療を行う病院及び診療所に限る。）を行うために必要な体制及び施設の概要
- (5) 診療所（育成医療又は更生医療を行うものに限る。）にあつては、入院施設の有無及び有するときはその定員
- (6) 自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師
- (7) 調剤を担当している管理薬剤師
- (8) 調剤を行うため（育成医療又は更生医療に限る。）の設備及び施設の概要
- (9) その他必要な事項

2 上記1の項目のうち、(4)～(8)に変更があった場合は、以下の書類を添付すること。

- (4) 又は(5) ……自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要（変更後のもの）
- (6) 又は(7) ……新規申請に準じた書類一式
- (8) ……調剤を行うための設備及び施設の概要及び見取図（変更後のもの）

※1 <医療機関コードが変更となる場合>

医療機関の所在地、開設者の変更等により医療機関コードが変更となる場合は、原則として廃止届を提出の上、指定申請を行うことになるので、留意すること。

※2 <主として担当する医師、歯科医師又は薬剤師が変更となる場合>

自立支援医療を主として担当する医師、歯科医師又は薬剤師（以下「医師等」という。）の変更等がある場合は、指定申請に準じた書類を提出すること。変更後の医師等の経歴等を確認した結果が不相当と認められるときは、他の医師等に変更させる等の指導を行い、これが不可能な場合には、指定の取消しを検討するので、留意すること。

第 1 7 号 様 式 （ 第 1 2 条 関 係 ）

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 変 更 届 出 書

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

指 定 医 療 機 関 の 開 設 者
住 所 （ 所 在 地 ）

氏 名 （ 名 称 ）

指 定 医 療 機 関 指 定 申 請 書 の 記 載 事 項 に 変 更 が あ っ た の で 、 次 の と お り 届 け 出 ます。

医 療 機 関	名 称	
	所 在 地	
開 設 者	住 所	
	氏 名 又 は 名 称	
担 当 し て い る 自 立 支 援 医 療 の 種 類		1 育 成 医 療 2 更 生 医 療 3 精 神 通 院 医 療
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		年 月 日